

平成 30 年 6 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ハ ウ ス ド ウ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 安 藤 正 弘
(コード : 3457 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 COO 堀 内 信 之
経 営 企 画 本 部 長 兼 広 報 ・ IR 部 長
(TEL. 03-5220-7230)

A種優先株式の取得（強制償還）及び消却に関するお知らせ

平成 30 年 6 月 4 日の取締役会決議により、当社定款第 11 条の 6 の規定に基づく当社発行の A 種優先株式全部の取得及び当該取得を条件として会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却を行うことに関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取得を行う理由

資本政策の一環として、定款の規定に基づく取得であります。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得する株式の種類 A種優先株式
- (2) 取得する株式の総数 300 株（当社が発行したA種優先株式の全部）
- (3) 株式の取得価額 定款の規定に従い算定した1株につき 10,545,717.35 円（注）1.
- (4) 株式の取得価額の総額 3,163,715,205 円
- (5) 取得先 UDSコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合
- (6) 取得日 平成 30 年 6 月 25 日
- (7) 取得については、本日の取締役会決議により決定した公募による新株式発行（一般募集）の払込及び発行の完了を条件とする。（注）2.

(注) 1. 上記の取得価額は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（10,000,000 円）に、A種日割未払優先配当金額（545,717.35 円）を加算した金額であります。

2. 公募による新株式発行（一般募集）の詳細につきましては、本日公表いたしました「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。

3. 消却の内容

- (1) 消却する自己株式の種類 A種優先株式
- (2) 消却する自己株式の総数 300株（上記2.により当社が取得する株式の全部）
- (3) 消却予定日 平成30年6月25日
- (4) 消却については、上記2.によりA種優先株式の全部を当社が取得することを条件とする。

<ご参考>

1. 取得の相手方の概要

- (1) 名称 UDSコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合
- (2) 所在地 東京都千代田区大手町一丁目9番6号
- (3) 設立根拠等 投資事業有限責任組合契約に関する法律
- (4) 組成目的 有価証券の取得等
- (5) 組成日 平成29年2月1日
- (6) 出資者の概要
 - 1. 株式会社日本政策投資銀行
代表取締役社長 柳 正憲
東京都千代田区大手町1-9-6 大手町フィナンシャル
シティーサウスタワー
 - 2. 株式会社三井住友銀行
頭取 CEO 高島 誠
東京都千代田区丸の内1-1-2
 - 3. 三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役社長 橘 正喜
東京都千代田区丸の内1-3-2

2. A種優先株式の取得状況

- (1) 当初発行株式数 300株（発行価額の総額3,000,000,000円）
- (2) 取得予定株式数 300株（発行価額の総額3,000,000,000円）
- (3) 未取得株式数 0株

3. A種優先株式の転換価額の調整および修正について

当社が平成30年5月14日に決議・公表いたしました平成30年6月30日を基準日とする当社普通株式の株式分割によるA種優先株式の転換価額調整、及びA種優先株式の転換価額の修正条項による平成30年6月30日の転換価額の修正に関しては、上記記載のとおり、A種優先株式の取得・消却が平成30年6月25日に行われるため、調整・修正は実施されないこととなりました。